

●香川県選挙管理委員会告示第13号

令和5年4月9日執行の香川県議会議員選挙において、候補者がポスター掲示場に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第5号のポスターの掲示を開始できる期日を、同法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり定める。

令和5年3月31日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日 令和5年3月31日